

とくしま地球環境ビジョン（行動計画編）の概要

「環境首都とくしま」を目指す本県では、国の温暖化対策の強化を待つだけでなく、地域の特性に応じた取組を講じることで、県民・事業者・行政が一体となって積極的に取り組んでいくため、温暖化対策の具体的な行動指針として、平成18年3月策定。

I 計画の基本的事項

1 対象とする温室効果ガス

二酸化炭素、メタン、一酸化二窒素、
ハイドロフルオロカーボン、パーフルオロカーボン、六ふつ化硫黄

2 対象とする地域

徳島県全域

3 基準年

1990年

(ただし、ハイドロフルオロカーボン、パーフルオロカーボン、六ふつ化硫黄は、1995年)

4 目標年

2010年

II 計画の目標

【県内の温室効果ガス総排出量の削減目標】

徳島県内における2010年の温室効果ガス総排出量を1990年比で概ね10%削減する

(総排出量：6,727千t-CO₂ (1990年) → 6,039千t-CO₂ (2010年目標))

III 削減目標達成のための取組

県民・事業者・行政など各主体が三位一体となって総合的に取り組む必要がある。

目標達成に向け、集中的に、重点的に取り組むべき対策として、本県の地域特性を踏まえた重点プログラムを設定し、推進する。

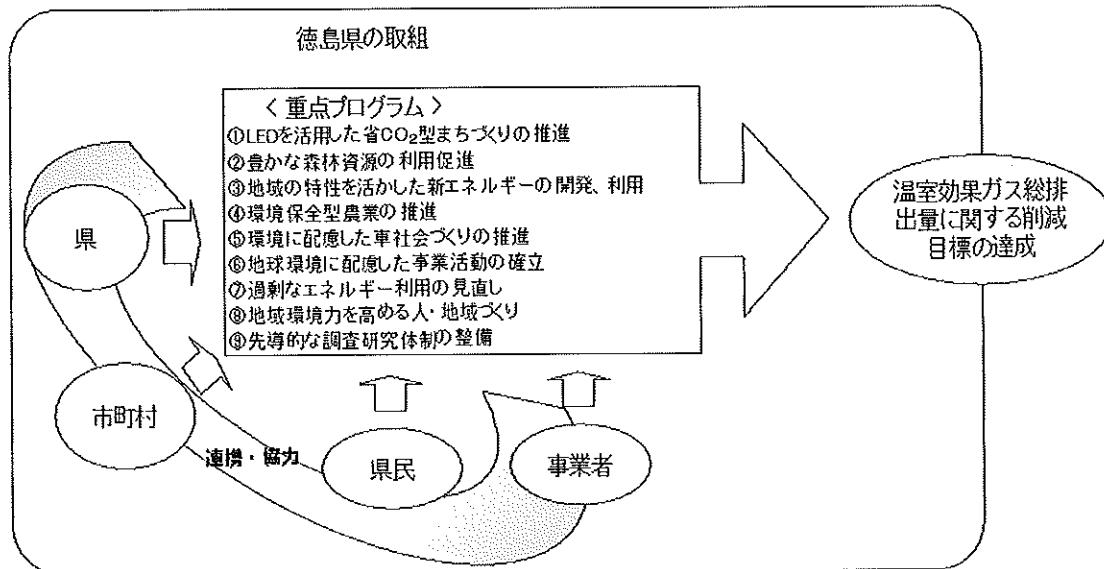


図-1 削減目標達成のための取組（イメージ）

【重点プログラム】

1 LEDを活用した省CO₂型まちづくりの推進～LED社会の実現～

(1) LEDを核としたまちづくりの推進

目標水準 県内の街路灯や防犯灯等への LED 普及率を 20 %程度にすることを目指します。

(2) 民間事業者、一般家庭への普及推進

目標水準 民間事業者や一般家庭用の照明等への LED 普及率を 20 %程度にすることを目指します。

(3) 車両用信号機のLED化の推進

目標水準 県内全ての交通信号機の車両用灯器を、早期に電球式から LED 式に切り替えます。

2 豊かな森林資源の利用促進～豊かな森づくりの促進～

(1) 吸収源対策としての健全な森林の整備

目標水準 県内の育成林等について、計画的に間伐等施業を実施し、平成 22 年度における森林の獲得吸収量 541 千 t を目指します。

(2) 県産木材の利用の推進

目標水準

- ・公共施設工事における県産木材の年間使用量を 8,000 m³ にすることを目指します。
- ・県内における県産木材の年間使用量を 55,000 m³ にすることを目指します。

(3) 木質バイオマスエネルギーの利用の推進

目標水準 石炭火力発電所における混焼発電の燃料として、製材工場から排出される樹皮を加工したチップを年間 2 千トン程度供給するとともに、県内における木質バイオマスエネルギー利用施設を 14 施設程度にすることを目指します。

(4) 緑化の推進

目標水準 都市部における公共公益施設（道路、港湾等）等において、高木を年間 300 本程度植栽することを目指します。

3 地域特性を活かした新エネルギーの開発、利用～化石燃料依存社会からの脱皮～

(1) 自然エネルギー（太陽光、太陽熱、風力、水力）の利用の推進

目標水準 住宅用太陽光発電システムの県内での普及率を2%にするとともに、太陽熱を利用した住宅用ソーラーシステムを年間50台程度設置することを目指します。
また、佐那河内村における民間事業者による風力発電施設について2008年の稼働を目指します。

(2) 家畜排せつ物等バイオマスエネルギーの利用の推進

目標水準 県内における鶏糞を利用したボイラー施設を2施設程度新設することを目指します。

(3) リサイクルエネルギー（廃棄物熱、廃棄物発電）の利用の推進

目標水準 県内におけるリサイクルエネルギーを利用した施設を2施設程度新設することを目指します。

4 環境保全型農業の推進～環境への負荷の少ない農業生産の推進～

(1) 持続性の高い農業生産活動の推進

目標水準 県内におけるエコファーマーの認定数を1,500人以上にすることを目指します。

(2) 農業生産活動におけるリサイクルの推進

目標水準 県内における農業生産資材廃棄物（廃プラ）の回収率を90%以上にすることを目指します。

5 環境に配慮した車社会づくりの推進～エコ・カーライフの推進や物流の効率化～

(1) 徳島エコ・カーライフの推進

目標水準 マイカー通勤から公共交通機関利用への転換者を年間100人程度以上にすることを目指します。

(2) 営業用車両の利用の効率化、物流の効率化の推進

目標水準 県内におけるグリーン経営認証事業所の認証数を年間5事業所程度以上に、トラック輸送における積載効率を年間1%程度向上させることを目指します。

(3) 自転車利用の推進

目標水準 徳島市内の市街地における国や県管理の自歩道の整備率を65%以上にすることを目指します。

(4) 低公害車、燃費性能の優れた自動車の普及推進

目標水準 低公害車を向こう5年間で13,450台導入するとともに、燃費基準達成車を53,000台導入することを目指します。

(5) 交通流の円滑化の推進

目標水準 渋滞がなくスムーズに走れる道路を実現するため、環状道路等の整備を推進するとともに、信号機の運用改善や高度化等を図ることにより、一般国道等における自動車の旅行速度の改善を目指します。

6 地球環境に配慮した事業活動の確立～事業所すべてがエコ事業所～

(1) 環境マネジメントシステム導入の推進

目標水準 県内における環境マネジメントシステムの認証事業所数を年間10事業所程度にすることを目指します。

(2) 大規模排出事業者への温室効果ガス削減計画の策定と公表

目標水準 事業者から提出された「地球温暖化対策計画書」について、すべて公表することを目指します。

(3) 地方公共団体における地球温暖化対策実行計画の策定と公表

目標水準 計画未策定の市町村を2006年以降早い時期に解消するとともに、現行計画の目標年度が終了する市町村については、新たな計画の早期策定を目指します。

(4) 事業所(オフィス、店舗等)における省エネルギー設備の普及推進

目標水準 トップランナー基準を達成した機器の導入率を95%にするとともにビルエネルギー・マネジメントシステム(BEMS)について、10事業所程度導入することを目指します。

7 過剰なエネルギー利用の見直し～もったいない社会の構築～

(1) 家庭におけるエコライフの推進

目標水準 環境首都とくしま憲章の浸透度を100%にするとともに、「とくしま家電エコくらぶ」の実践家庭を200家庭程度にすることを目指します。

(2) 省エネルギー家電の普及推進

目標水準 トップランナー基準を達成した家電機器の導入台数を増加させるとともに、CO₂冷媒ヒートポンプ給湯器を年間500台程度導入することを目指します。また、「省エネ型製品普及推進優良店」の取得店舗を10店舗程度にすることを目指します。

(3) 建築物、住宅の省エネルギー対策の推進

目標水準 新築、増改築等を行うすべての建築物について、省エネ基準（1999年度基準）に適合するよう情報提供や助言等を行います。特に届出が必要な2000m²以上の建築物について、同基準に適合するよう、指導を徹底します。

8 地域環境力を高める人・地域づくり～参加と協働による地球環境保全への取組～

(1) 環境学習の推進

目標水準 学校版環境ISOに取り組む学校を200校程度にするとともに、地球温暖化防止活動推進員や環境アドバイザー等地球環境問題に関する専門知識を有する人材の派遣回数を年間70回程度にすることを目指します。

(2) 地域リーダー（地球温暖化防止活動推進員、環境アドバイザー等）養成の推進

目標水準 地球温暖化防止活動推進員に係る研修会の参加率を100%にするとともに、環境アドバイザーや環境カウンセラーの登録者数を50人程度にすることを目指します。

(3) 環境活動団体の支援（省エネ共和国の普及等）

目標水準 地球にやさしい環境活動を実践する団体を75団体程度にするとともに、省エネ共和国を向こう5年間で18か所程度建国することを目指します。

(4) 環境に配慮した地域づくりの推進（地球温暖化対策地域協議会の設置等）

目標水準 地球温暖化対策地域協議会を10箇所程度設置することを目指します。

9 先導的な調査研究体制の整備～産官学が連携した共同研究の実施～

目標水準 産学官の共同研究や民間等からの受託研究を5研究とすることを目指します。

【主体別の取組】

(1) 県民の取組

地球環境に配慮したライフスタイルを実現しよう

(2) 事業者の取組

地球環境に配慮した事業活動を確立しよう

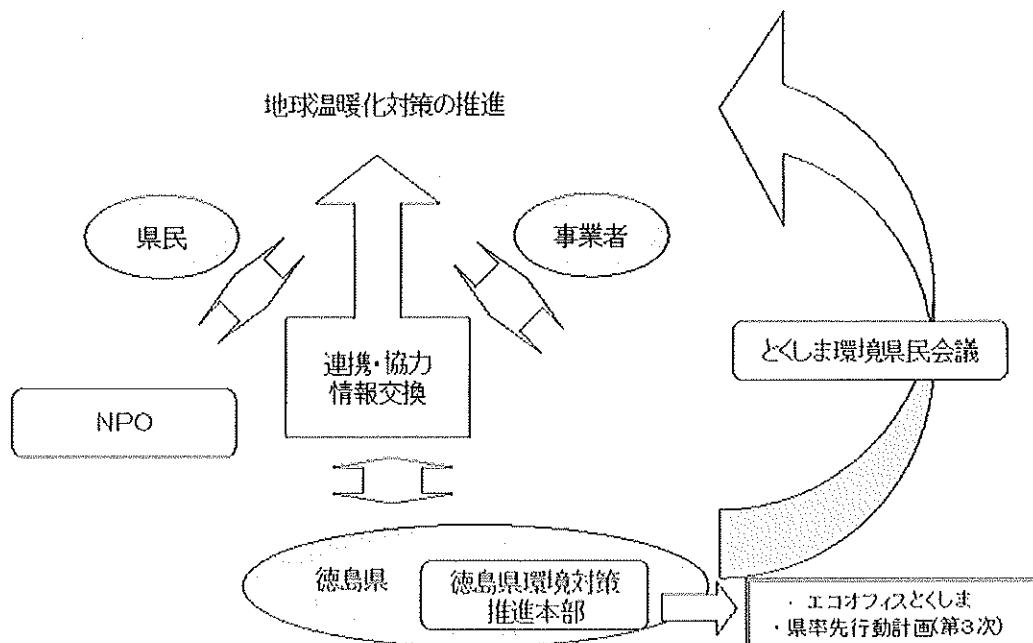
(3) 行政の取組

地球環境にやさしい地域社会を実現する

IV計画の推進体制

行政と県民、事業者、民間団体などすべての主体が、互いに連携、協力しながら、それぞれの立場において地球温暖化防止に取り組むことが不可欠。

京都議定書の発効を契機とする地球温暖化問題への理解や自発的な取組意欲をさらに高め、地域からあらゆる主体が積極的に行動していく必要がある。

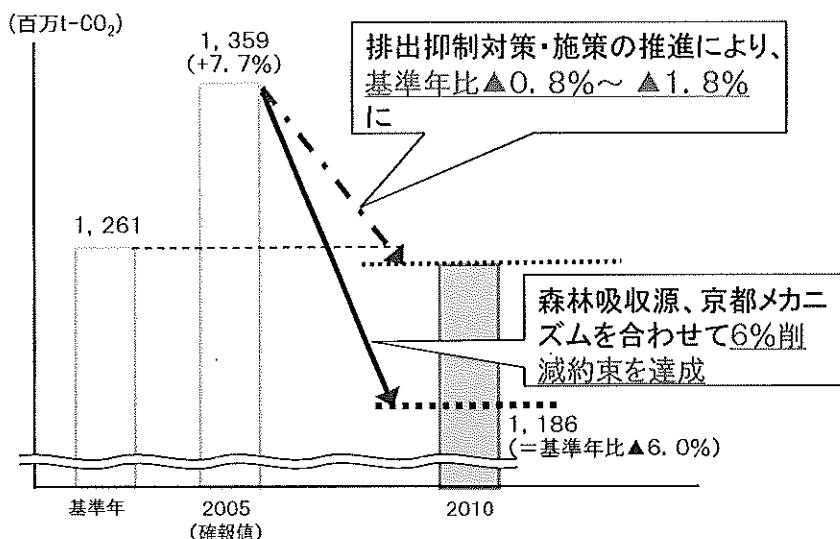


図－2 徳島県における地球温暖化対策の推進体制

改定京都議定書目標達成計画（閣議決定）の概要

資料1

○2010年度の温室効果ガス排出量の見通し



※本年2月の産業構造審議会・中央環境審議会合同会合の最終報告では、現行対策のみでは2,200～3,600万t-CO₂の不足が見込まれるもの、今後、各部門において、各主体が、現行対策に加え、追加された対策・施策に全力で取り組むことにより、約3,700万t-CO₂以上の排出削減効果が見込まれ、京都議定書の6%目標は達成し得るとされた。

目標達成のための対策と施策

1. 温室効果ガスの排出削減、吸収等に関する対策・施策

【主な追加対策の例】

- 自主行動計画の推進
- 住宅・建築物の省エネ性能の向上
- トップランナー機器等の対策
- 工場・事業場の省エネ対策の徹底
- 自動車の燃費の改善
- 中小企業の排出削減対策の推進
- 農林水産業、上下水道、交通流等の対策
- 都市緑化、廃棄物・代替フロン等3ガス等の対策
- 新エネルギー対策の推進

(2) 温室効果ガス吸収源対策・施策

- 間伐等の森林整備、美しい森林づくり推進国民運動の展開

2. 横断的施策

- 排出量の算定・報告・公表制度
- 国民運動の展開

以下、速やかに検討すべき課題

- 国内排出量取引制度
- 環境税
- 深夜化するライフスタイル・ワークスタイルの見直し
- サマータイムの導入

温室効果ガスの排出抑制・吸収量の目標

	2010年度の排出量の目安 ^(注)	
	百万t-CO ₂	基準年 総排出量比
エネルギー起源CO ₂	1,076～1,089	+1.3%～+2.3%
産業部門	424～428	-4.6%～-4.3%
業務その他部門	208～210	+3.4%～+3.6%
家庭部門	138～141	+0.9%～+1.1%
運輸部門	240～243	+1.8%～+2.0%
エネルギー転換部門	66	-0.1%
非エネルギー起源CO ₂ 、CH ₄ 、N ₂ O	132	-1.5%
代替フロン等3ガス	31	-1.6%
温室効果ガス排出量	1,239～1,252	-1.8%～-0.8%

(注)排出量の目安としては、対策が想定される最大の効果を上げた場合と、想定される最小の場合を設けている。当然ながら対策効果が最大となる場合を目指すものであるが、最小の場合でも京都議定書の目標を達成できるよう目安を設けている。

温室効果ガスの削減に吸収源対策、京都メカニズムを含め、京都議定書の6%削減約束の確実な達成を図る

目標達成計画の進捗管理

- 毎年、6月頃及び年末に各対策の進捗状況を厳格に点検
- さらに、2009年度には第1約束期間全体の排出量見通しを示し、総合的に評価

必要に応じ、機動的に計画を改定し、対策・施策を追加・強化